

令和 7 年度持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
(果樹労働生産性向上等対策事業、果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業
及び産地構造転換パイロット事業)に係る公募要領

第 1 総則

令和 7 年度持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策（果樹労働生産性向上等対策事業、果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業及び産地構造転換パイロット事業）（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、次のとおりです。

なお、本公募は、令和 7 年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。

第 2 事業内容、補助率、応募団体の要件等

本公募で募集する事業は、次に掲げる 1 及び 2 の事業とし、本事業の内容、補助率、応募団体の要件等については、それぞれ別紙 1 及び別紙 2 を御覧ください。

- 1 果樹労働生産性向上等対策事業及び果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業
別紙 1 に定めるとおりとします。
- 2 産地構造転換パイロット事業
別紙 2 に定めるとおりとします。

第 3 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 本事業の実施に必要な経費並びに事業の推進及び成果の取りまとめに直接必要な経費のうち、別紙 1 の別表及び別紙 2 の別表に定める経費
- 2 補助対象として明確に区分することができ、かつ、証拠書類（請求書、領収書の写し等）により金額、内容等を確認することができる経費

（注 1）応募に当たっては、本事業の事業実施期間中における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請される国庫補助金の額と一致するとは限りません。

（注 2）申請される国庫補助金の額については、円単位で積算し、千円未満を切り捨てて計上することとします。

第 4 申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

- 1 本事業の実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 2 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)
- 4 国の他の補助事業で支援を受け、又は受ける予定となっている経費

第 5 申請書類の作成、提出期限等

本事業への応募を希望する団体等は、申請書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

1 申請書類

(1) 果樹労働生産性向上等対策事業及び果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

- ア 申請書(別紙様式 1—1)
- イ 実施主体応募書(別紙様式 1—2)
- ウ 事業実施計画書(別紙様式 1—3)
- エ イに関する添付書類(オを参照ください)
- オ 申請書類チェックシート(別添 1)

(2) 産地構造転換パイロット事業

- ア 申請書(別紙様式 2—1)
- イ 事業実施計画書(別紙様式 2—2 又は 2—3)
- ウ イに関する添付書類(エを参照ください)
- エ 申請書類チェックシート(別添 2)

2 提出期限

令和 7 年 2 月 21 日(金曜日)午後 5 時 00 分必着

3 提出先及び問い合わせ先

別掲のとおりとします。なお、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(正午から午後 1 時 00 分までの間を除く。)とします。

4 提出部数

各 2 部(電子メール等による提出の場合を除く)

5 提出に当たっての留意事項

- (1) 申請書類は、公募要領において定める様式を使用して作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載や不備がある場合には、審査の対象にならないことがあります。
- (3) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募団体の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として農林水産省共通申請サービス(eMAFF)(産地構造転換パイロット事業を除く)、電子メール又は郵送等(郵送及びバイク便を含む宅配便。以下同じ。)によることとし、やむを得ない場合には、問い合

わせ先に連絡の上、持参による提出も可としますが、FAXによる提出は受け付けません。

- (5) eMAFF を利用する場合は、デジタル庁が発行している gBizID の取得及び gBiz プライムへの昇格が必要となります。gBizID 等の取得手続きについては以下のアドレスから申請を行ってください。

(gBizID 申請先アドレス : <https://gbiz-id.go.jp/top/>)

- (6) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、問い合わせ先に送付アドレスを確認し、件名を「令和7年度果樹農業生産力増強総合対策の申請書類（応募団体名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送信してください。

なお、送信後、電話により、必ずメールが届いていることの確認を問い合わせ先に行ってください。

また、添付するファイルは、1メールあたり7Mb以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名の応募団体名を「応募団体名・その〇（〇は連番）」としてください。

- (7) 申請書類を郵送等する場合には、封筒等の表に「令和7年度果樹農業生産力増強総合対策申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等配達されたことを証明することができる方法により送付してください。

また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。

- (8) 提出後の申請書類については、原則として資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。

- (9) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

- (10) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合があります。

第6 事業実施計画等の選定について

1 審査方法

提出された申請書類については、農林水産省農産局又は地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）において、書類の内容確認、事前整理等を行った後、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が設置する外部の有識者等で構成される選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、別記1及び2の審査基準に基づくポイント付けによる審査を行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

2 審査の観点

委員会は、事業実施計画、事業費及び事業実施体制の妥当性等の観点から審査を行います。

なお、申請書類の提出から過去3か年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となった行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施計画の審査において、その事実を考慮するものとします。

3 審査結果の通知等

農産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）は、1により補助金交付候補者として選定した応募団体に対してはその旨を、それ以外の応募団体に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を書面により通知するものとします。

なお、審査結果の通知は、応募団体に対して補助金交付候補者の合否についてお知らせするものであり、補助金の交付は、別途定める必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

また、委員会による指摘等がある場合には、応募団体に対し、指摘等を反映した申請書類を提出させることとします。

4 事業実施計画の承認

補助金交付候補者に選定された応募団体は、委員会による指摘等を反映した申請書類を提出する場合を除き、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができることとします。

5 審査内容等の非公開

委員会の議事、審査内容等については、非公開とします。

また、選定審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても、第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に係るお問合せには、応じないものとします。

第7 事業実施主体に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らねばなりません。

1 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記録・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等をいいます。）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

（1）事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。

- （２）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

- （３）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正、かつ、最小の費用で最大の効果をあげられるように経費の効率的な使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、令和 7 年度予算成立後に制定される補助金交付等要綱及び事業実施要領を遵守し、本事業の実施に必要な手続、本事業全体の進行管理、本事業の成果の公表等、本事業の実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- （１）取得財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- （２）取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについては、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。なお、農林水産大臣が承認した当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下同じ。）が発生した場合には、その知的財産権は事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に当たっては、次の条件を遵守することを御了解の上、御応募願います。

- （１）本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- （２）国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体及び本

事業の一部を受託する団体等に求める場合には、無償で、当該知的財産権の利用を国に許諾すること。

(3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて、正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業の事業実施期間中及び本事業の終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して許諾すること。

なお、事業実施主体と本事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業の終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合には、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、本事業の成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業の終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業の終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により本事業の成果の発表を行う場合には、当該成果が本事業によるものであること及び発表された見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。

本事業の実績及び成果については、農林水産省ホームページへの掲載等による公表、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

7 事業効果の調査分析

(1) 農林水産省は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができます。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとします。

(2) 農林水産省は、本事業の効果の調査分析に必要がある場合には、関係行政機

関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとします。

- (3) 農林水産省は、(2)の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとします。

8 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意を持って取り扱うこととします。

9 その他

事業実施主体は、本事業における各種手続きのオンライン化に努めてください。

本事業の終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、本事業の成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

事業実施主体は、事業実施計画の申請に当たって、各事業の事業実施計画書中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下、チェックシートという。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、提出することとします。また、事業実施後、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを提出することとします。なお、果樹労働生産性向上等対策事業、果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業の事業実施主体は、交付申請及び実績報告の際に支援対象者等からチェックシートを収集し、当該チェックシートをリストに整理して農産局長に提出することとします。

別紙2 産地構造転換パイロット事業

第1 事業の内容

1 パイロット実証事業

本事業は、スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証の取組に要する経費を支援する事業とする。

2 全国推進事業

パイロット実証事業で構築するモデルを全国に展開させる取組に要する経費を支援する事業とする。

第2 事業実施主体

1 パイロット実証事業

本事業の事業実施主体は、以下の（１）から（７）までの要件を満たすコンソーシアムとする。

- （１）都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者（流通・加工・販売事業者等を含む）、農業支援サービスを提供する事業者（以下「サービス事業体」という。）等によりコンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。
- （２）コンソーシアムの構成員は、生産者及び実需者を必須とすること（生産出荷団体が流通・加工・販売を行う場合は実需者と見なすことができる）。また、都道府県の区域を超えない取組については、都道府県を必須とすること。
- （３）コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
- （４）コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- （５）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- （６）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （７）年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

2 全国推進事業

本事業の事業実施主体は、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

第3 補助対象となる取組等

1 パイロット実証事業

(1) 事業メニュー

事業実施主体は、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築するための実証として、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組むこととする。

ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入

イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化

ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入

エ サービス事業者等を活用した人材確保

オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通

カ 経営の多角化による通年雇用

(2) 取組内容、補助対象経費、補助率

本事業の取組内容、補助対象経費、補助率は次の表のとおりとする。なお、これらのうち補助対象となる取組は、(1)で選択したメニューの実施に必要なものとする。また、次の表のア及びオの実施を必須とする。

取組内容	補助対象経費	補助率
ア 検討会の開催等 円滑で効果的な事業実施のためのコンソーシアムの構成員や有識者等による検討会の開催、成果の取りまとめや普及、情報発信等	別紙2の別表に掲げる経費のうち左記の取組に必要なもの。	定額
イ 調査・分析 流通・加工・販売事業者等の実需者や消費者のニーズ調査、生産者の意向調査、先進事例調査、生産供給体制モデルの生産性や収支の分析、生産供給体制モデルの構築実証に必要な調査・分析等		
ウ テストマーケティング 試験販売、展示会等への出展等		
エ 技術研修 生産供給体制モデルの構築に必要な技術習得に係る研修会の開催等		
オ 展示ほの設置 展示用実証ほ場の設置、視察対応等		

カ システム導入 データ活用により生産・出荷・流通や労務 管理の合理化等を実現するシステム・アプ リケーションソフトウェアの構築・改良や 利用等	備品費、賃金等、借上費、 システムの導入・改良費、 委託費、役務費、雑役務 費 ※システムの運用に係る 経費は対象外とする。	1/2 以内 ※クの幼木管 理に必要な 経費につい ては、定額 (22 万円 /10a (= 5.5 万円/10a × 4 年分) 以内) とする。
キ 小規模園地整備 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改 良、排水路の整備、園地設備(用水・かん水 設備、防風ネット、モニタリング機器等)の 設置等	備品費、借上費、資機材 費、燃料費、委託費、役 務費、雑役務費	
ク 省力樹形や省力的な植栽方法等への転換 改植・新植、高接、改植・新植に伴う幼木 管理等	改植等支援費 ※改植・新植は、伐採・ 抜根費(新植を除く)、 深耕・整地費、土壌改 良用資材費、苗木代、 植栽費、支柱費等の経 費。 ※高接は、整枝・穂木調 整費、高接費、穂木代 等の経費	
ケ 機械・設備のリース導入 生産供給体制の構築実証に必要な農業機 械、選果機、冷蔵・加工設備等のリース導入	借上費	

(3) 1事業実施主体当たりの補助金額の上限は、7,500 万円とする。

(4) その他

ア スマート農機、ドローン、IoT 機器等を導入又はリース導入する場合、そのシ
ステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイド
ライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得する
のであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに
準拠した契約を締結することとする。

イ 改植・新植等を行う場合において、取組の対象とする園地は、農業経営基盤強
化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画(以下、「地
域計画」という。)の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置
付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実
な園地であること

2 全国推進事業

本事業の取組内容、補助対象経費、補助率等は次のとおりとする。なお、事業実施

主体は、（１）のアからエまでの取組を全て実施すること。

（１）取組内容

ア 検討会・研修会等の開催

パイロット実証事業で構築する生産供給体制モデルの全国展開や広域連携に向けた検討会、研修会、交流会等の開催

※ 検討会のメンバーについては、事業実施主体において有識者等の候補を選定の上、農産局長と協議して決定すること

※ 検討会等の年間開催回数は次のとおりとし、可能な限り対面及びオンラインのハイブリッド開催とすること

- ・ 検討会：３回程度
- ・ 研修会、交流会等：計２回程度

※ 研修会、交流会等については、果樹生産者、生産出荷団体、地方公共団体、民間事業者等が参加可能なものとする。

イ 実証コーディネート

パイロット実証事業の各コンソーシアムの取組の進捗管理や助言等の支援、コンソーシアム間の調整等

ウ 優良事例等の調査

優良事例の選定、各事例における取組内容の調査・取りまとめ等

エ 生産供給体制モデルの普及

パイロット実証事業で構築する生産供給体制モデルや優良事例等を全国に普及させるために必要な資料の作成・公表、情報発信等

（２）補助対象経費

（１）の取組に必要な、別紙２の別表に掲げる経費

（３）補助率

定額（ただし、補助金額の上限は２,０００万円とする。）

第４ 機械・設備等の管理運営・リース導入に関する基準等

１ 機械・設備等の管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、事業により整備した機械・設備等やほ場について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

事業により整備した機械・設備等やほ場の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が事業により整備した機械・設備等やほ場の管理運営を直接行い難しい場合は、他に定めのある場合を除き、事業実施主体が適当と認める者に管理させることができるものとする。

（３）事業名等の表示

事業実施主体は、事業により整備した機械・設備等や実証ほ場について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

2 機械・設備等のリース導入等

(1) リース導入を行う機械・設備等の範囲

リース導入を行う機械・設備等の範囲は、成果目標の達成に必要なものとし、機械・設備等のリース方式による導入の規模決定に当たっては、事業実施主体が成果目標の達成に必要な規模で決定できるものとする。

ただし、次に掲げる機械は除く。

ア トラクター

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（例：運搬用乗用車輛、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

ウ 中古の農業機械

エ 機械・設備等の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械・設備等への更新とみなされるもの

(2) 機械・設備等のリース導入に係る留意事項

機械・設備等をリース方式で導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 機械・設備等のリース料助成金の額は、対象機械・設備等ごとに次のア又はイに掲げる計算式により算出し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、計算式におけるリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とすること。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2 以内

(イ) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2 以内

イ 事業実施主体は、リース内容やその決定根拠等の対象機械・設備等に係る事項を事業実施計画に記載し、又は根拠となる資料を添付すること。

ウ 事業実施主体が成果目標の達成後もリースにより導入した機械・設備等を継続利用する場合は、農産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業の範囲が複数の都道府県にわたる場合及び全国推進事業の場合は農産局長。以下同じ。）と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・設備等の利用方針を別途設定すること。

エ 本事業で助成の対象となる機械・設備等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）に関わらずリース方式による導入ができるものとする。

オ 導入する機械・設備等は、動産総合保険等の保険に加入することが確実に見込まれること。

カ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と事業実施主体等が導入する対象機械・設備等の

賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

（ア）リース事業者及びリース料が次のキにより決定されたものであること。

（イ）リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

キ リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体等は、本事業について農産局長又は地方農政局長から交付決定を受けた後に、原則として、一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定すること。

ク 助成金の支払申請に係る書類

事業実施主体等は、キの入札結果及びリース契約に基づき機械・設備等を導入し、農産局長又は地方農政局長に対し助成金の申請を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付すること。

第5 留意事項

1 共通

事業実施主体又はその構成員のいずれの組織においても、役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 パイロット実証事業

（1）事業実施計画書は、以下に留意して作成すること。

ア 構築する生産供給体制モデルは、供給・販売の出口を見据え、省力樹形や省力的な植栽方法の導入、栽培体系の見直しなどにより、これまでの生産供給体系を刷新するものであること。

イ コンソーシアムの実需者における果実の調達計画を記載すること。

ウ 生産供給体制モデルを普及させるための方策を記載すること。

（2）都道府県域の取組については、都道府県がモデルを県内に普及させるよう努めること。

（3）事業実施主体は、全国推進事業により開催される検討会や研修会等において、本事業の取組を紹介すること。また、このほかの様々な機会において、本事業の取組や成果について情報発信することに努めること。

（4）全国推進事業の事業実施主体と連携して事業を実施すること。

3 全国推進事業

（1）パイロット実証事業の事業実施主体と連携して事業を実施すること。

（2）検討会・研修会等の開催に当たっては、開催時期、内容、参加者等についてあらかじめ農産局長と協議すること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

なお、パイロット実証事業については、事業実施計画書において3年以内の間の事業計画を策定できるものとし、令和8年度以降については、各年度において当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

第7 成果目標及び目標年度

1 パイロット実証事業

(1) 成果目標

成果目標は、これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築すること及び本モデルの構築により、事業実施前と比較して労働生産性を向上させることとする。

なお、労働生産性は、次の計算式により算出した農業従事者一人当たりの年間の数値を指標とし、新たに構築する生産供給体制における労働生産性の目標値を設定すること。

$$\text{労働生産性} = \text{粗利益（販売額（売上高）－経費（原価））} \div \text{農業従事者数}$$

※ 販売額（売上高）は、農業生産段階のものとする。

※ 農業従事者数は、有期雇用やパートタイム等がある場合は、周年のフルタイム雇用に換算して算出すること。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度から起算して8年以内とする。

2 全国推進事業

(1) 成果目標

事業実施主体は、研修会や交流会に延べ200名以上の参加者を確保すること。又は事業実施年度内に新たに生産供給体制モデルの構築に取り組む事例を創出すること。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。

第8 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、事業実施前に事業実施計画を作成の上、交付申請書に添えて農産局長又は地方農政局長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、交付決定の通知により、当該事業実施計画が承認されたとみなすことができるものとする。

また、公募により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、農産局長又は地方農政局長の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

第9 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標

年度の前年度までの間、年度ごとに、別添 16－2により翌年度の7月末日までに農産局長又は地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添 16－3により自己評価を行い、農産局長又は地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 本要領本体第7の1(7)及び(8)の手続きは、本事業における全国公募事業においても適用するものとする。この場合、地方農政局長は農産局長に読み替えるものとする。

3 営農継続の確認

改植・新植等の取組を行った場合は、取組の実施年度の翌年度から起算した8年間のうち、目標年度の翌年度以降分について、毎年度、別添 16－4により営農継続報告書を作成し、翌年度の7月末日までに農産局長又は地方農政局長に報告するものとする。

第10 補助金の返還等

農産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- 1 購入契約、リース契約を解約又は解除した場合
- 2 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- 3 農業機械等又はリース導入した物件が消滅又は消失した場合
- 4 改植・新植等の取組が事業実施年度の翌年度から起算して8年間継続されていないこと又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき
- 5 農産局長又は地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- 6 締結されたリース契約が、本別紙本体第3に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- 7 第9に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

別紙 2 の別表

補助対象経費について（産地構造転換パイロット事業）

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、環境モニタリング機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	

	印刷製本費	・ 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・ 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・ 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・ 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・ 新品種・新技術等のモデル導入に係る資機材費	
	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修受講費	・ 事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・ 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に

			相当する金額を控除するものとする。
	改 植 等 支 援 費	・ 改植等（移動改植を含む。）、新植、栽培方法の転換等の実施に必要な経費	
	燃料費	・ 現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
	光熱水費	・ 事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費	・ 基本料は除く。
	シ ス テ ム の 導 入 ・ 改 良 費	・ 申請・交付手続及び入札取引の実施、データ活用 of 取組に係るシステム整備に必要な経費。	
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ、新品種の導入実証の取組において、未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

（注１）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- １ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ２ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

（注２）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別記 2

産地構造転換パイロット事業 審査基準

令和 7 年度持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策（産地構造転換パイロット事業）の補助金交付候補者選定に係る審査基準について、評価項目、配分基準及びポイントは次のとおりとする。

これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から採択する（同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少額なものを採択。）。ただし、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。

- ・過去 3 か年以内に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定の取消しを受けた応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1

	体制となっているか。 ・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	認められない。	0
公益性 【国の支援の妥当性】	【国の支援の妥当性】 ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出への発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実効性 【事業内容の妥当性】 ※パイロット実証事業	【事業内容の妥当性】 ・ 省力化や作業の合理化に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・ 労働力確保に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・ 構築する生産供給体制モデルは、労働生産性の向上が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	1 0 7 3 0
波及効果 【普及計画の妥当性】 ※パイロット実証事業	【普及計画の妥当性】 ・ 構築する生産供給体制モデルは、普及が見込まれるものか。 ・ 生産供給体制モデルを普及させるための方策が具体的に示されているか。 ・ その方策は効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	1 0 7 3 0
加算 ※パイロット実証事業	①地域計画 次に掲げる（１）及び（２）の要件を満たす地域計画の区域内で行われていること。なお、１つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要	全て満たす。 ５つ満たす。 ４つ満たす。	1 0 8 7

	件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。 (1) 農用地の利用の集積に関する目標 地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。 ア 目標集積率が、現状の集積率を下回らないこと。 イ 目標集積率が8割以上であること。 ただし、都道府県にあっては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。 (ア) 現状の集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること (イ) 現状の集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状の集積率から10ポイント以上増加するものであること (ウ) 現状の集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること (2) 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合 地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。 ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0
--	---	--	-------------------------------------

	であること イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること ②みどりの食料システム法 コンソーシアム又はその構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。ア及びイにおいて「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある。 ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 イ 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ③水田農業高収益化推進計画 水田農業高収益化推進計画において申請者であるコンソーシアムの構成員が位置付けられている。 ④生産方式革新実施計画 コンソーシアム又はその構成員が、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画（以下、「革新実施計画」という。）の認定を受けている者又は事業実施年度末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業内容が当該革新実施計画の内容に合致している。 ⑤輸出事業計画 コンソーシアム又はその構成員が、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている者であって、事業内容が当該輸出事業計画の内容に合致している。 ⑥フラッグシップ輸出産地 フラッグシップ輸出産地として認定された産地		
--	---	--	--

	（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規程により認定証の交付を受けた産地をいう。）の取組であって、事業内容に輸出の取組が含まれている。		
実効性・波及効果 【事業内容の妥当性】 ※全国推進事業	【事業内容の妥当性】 ・ 検討会や研修会等の開催の取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・ 研修会や交流会は多数の参加が期待できるものとなっているか。 ・ 実証コーディネートの取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・ パイロット実証事業で構築される生産供給体制モデルを全国に展開させるための方策が具体的に示されているか。 ・ 同モデルを全国に展開させるための方策は効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	1 0 7 3 0